

令和6年 10月号

# オ・ツ

# と通信



暮らしの  
かわら版

## 迷わず相談！契約や借金で困ったら・・・

### 消費生活センターへ！



\*消費生活センターでは、消費者の契約や借金などのトラブルの解決へのお手伝いをしています。一人で悩まず、気軽にご相談ください。

## ひとこと助言

### ～お気軽にご利用ください～

区内在住・在学・在勤の方の相談を無料でお受けします。

- 消費生活センターでは、専門知識を持った消費生活相談員が解決に向けて、助言をしたり、関連する制度や相談先を案内します。また状況に応じて、相談員が事業者に連絡し交渉の橋渡しを行います。
- 相談内容の秘密は厳守します。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。
- 借金問題は、早めに弁護士等の法律家に相談することが大切です。荒川区消費生活センターでは、毎月第2・4金曜日（祝日を除く）の午前中に弁護士による特別相談（予約制）を実施しています。

契約トラブルや借金でお困りの時は、

**消費生活センター (03-5604-7055) にご相談ください。**